



トリアル3級審判員講習



- ・ UCI および JCF の組織
- ・ 国際コミッセルの行動規定
- ・ トリアル競技規則
 1. トリアル競技
 2. 年齢と競技カテゴリー
 3. セクション
 4. 競技大会の開始と進行
 5. セクションコミッセルの業務
 6. スターティングナンバー
 7. 使用機材
 8. 減点と採点方法
 9. 違反行為と罰則
 10. 異議申し立て

UCI および JCF の組織



Union Cycliste Internationale - 国際自転車競技連盟

1900年に結成された国際連盟で本部はスイスにある。自転車競技の統括と世界選手権の開催、スポーツの普及振興を目的とする。各大陸毎の連合のほか約160ヶ国が加盟する。



Japan Cycling Federation - (財)日本自転車競技連盟

日本における自転車競技界を統括し代表する団体としてこのスポーツの普及と振興を図る。JCFの主な加盟団体は都道府県自転車競技連盟、実業団自転車競技連盟、学生自転車競技連盟、全国高体連自転車競技専門部である。



トリアル
小委員会

JBTA
日本自転車トリアル協会

団体の構成は上記の通りであるが、この他 UCI は IOC - 国際オリンピック委員会と、JCF は JOC - 日本オリンピック委員会に加盟関係にあり、国内における (財) 日本体育協会加盟団体の加盟団体である。

トライアル競技規則

・本編は、UCI 競技規則書を元に、JBTAにて注釈や補足事項を付記したものである。

・〈 〉内の番号は、UCI トライアル競技規則書における条 / 項の番号

・(→) 内の番号は関連項目

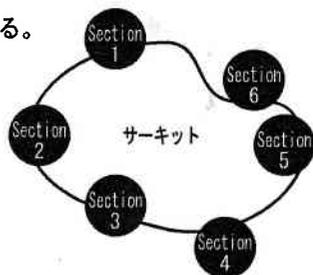
1. トライアル競技について

1-1. トライアル競技は、サーキットを移動しながら各所に設けられたセクション（採点区間）を走行し、減点数を競う競技である。

競技時間（→ 4-5）は競技大会毎に相応に設定する。

トライアル競技におけるサーキットとは、一般のレース競技で使うサーキットとは意味合いが異なり、各セクションを辿るための周回路を指す。

<7. 1. 010>



1-2. トライアル競技大会の全ての主催団体は、UCI 定款および規則書に厳格に従って大会を実施しなければならない。

競技大会主催者と競技者は、UCI 規則、トライアル競技規則だけでなく、環境保護の法律やガイドラインを遵守しなければならない。

<7. 1. 004><7. 1. 009>

1-3. トライアル競技大会は自然環境に配慮しながら、屋外または屋内で実施する。

<7. 1. 008>

2. 年齢と競技カテゴリー

2-1. トライアル競技は以下の通りにクラスを区分する。

- ・20 インチクラス
車輪径 18 インチ～23 インチの車輛を用いる
- ・26 インチクラス
車輪径 24 インチ～26 インチの車輛を用いる
- ・オープンクラス
車輪径 18 インチ～26 インチの車輛を用いる

<7. 1. 002><7. 1. 073>

1-2. 競技カテゴリーは年齢により区分される。

・競技大会が行われる年より出生年を差し引いた数字、すなわち競技大会が行われる年に迎える満年齢により区分される。

カテゴリー	年齢	マーカーの色	クラス
男子			
プッシュ Poussins	9-10 歳	白	オープン
ベンジャミン Benjamins	11-12 歳	青	オープン
ミニム Minimes	13-14 歳	緑	オープン
カデット Cadets	15-16 歳	黒	オープン
ジュニア Juniors	17-18 歳	赤	20インチ/26インチ
エリート Elite	19 歳以上	黄	20インチ/26インチ

カテゴリー 年齢 マーカーの色 クラス

女子			
ガール Girls	9-15 歳	ピンク	オープン
ウイメン Women	15 歳以上	ピンク	オープン

・Girls カテゴリーは、競技参加者が8名に満たない場合、当該年齢のひとつ下のクラスに参加する。

・15歳の女子はGirls/Womenどちらのクラスにも参加する事が出来る。

・Elite, Junior のカテゴリーのみ、20 インチクラスと26 インチクラスに分けて開催される。

世界選手権など、クラス毎に開催日が異なる場合は、競技者は両方のクラスに出場することができる。

<7. 1. 002>

3. セクション

◆セクションの概要

3-1. セクションは人工物あるいは自然の地形を利用し、最多3箇所の困難なポイントを有しなければならない。

<7. 1. 016>

3-2. セクションは1周約2Kmのサーキット上に設定し、競技者が困難なくセクションを辿れるよう配置しなければならない。

<7. 1. 026>

3-3. 競技大会主催者は競技者がセクションの場所を理解出来るよう、サーキットの略図を掲示しなければならない。

<7. 1. 027>

3-4. 競技大会主催者は、競技者がセクションを番号順に走行するか、任意の順に走行できるかを競技開始前に決定する。

・セクションを番号順に走行する競技形式の場合、セクションをとばした競技者は減点対象となる（→ 8-19/20）。

<7. 1. 028>

3-5. 競技大会主催者は、最小で12のセクションを作らなければならない。

例えば、6つのセクションを作り、競技者が各セクションを2回ずつ走行（サーキットを2ラップ）する事で、合計12セクションと換算する。

主催者は最小数以上で、セクション数を自由に設定できる。

<7. 1. 014><7. 1. 015>

◆セクションの体裁

3-6. ビニール（プラスチック）製のコーステープを使用し、セクション内とセクション外を区切る境界線を設置する。コーステープは地上から10cm～30cmの高さで張る事を強く推奨する。

これは、自転車の車輪がテープを踏んだり、テープの下をくぐる事を避ける為である（→ 8-11/12）

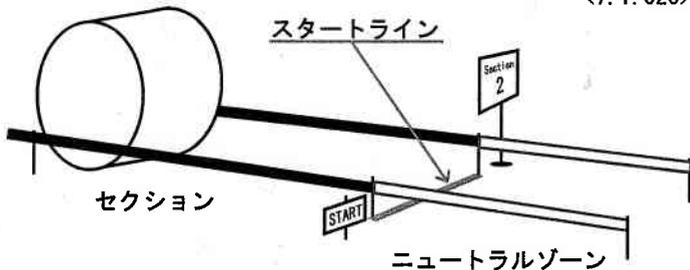
<7. 1. 018>

3-7. 各セクションには入り口と出口を設け、セクション内外の境界線となるスタートライン/フィニッシュラインを地面上に設置し、『START』『FINISH』と表記されたパネルを設置する。セクション入り口には、例えば『Section 1』の様に、セクション番号を表示する。

<7.1.019>

3-8. 各セクションには、スタートラインの手前に長さ3メートル程度の「ニュートラルゾーン」を設けなければならない。このニュートラルゾーンには、次にセクションを走行する競技者1名のみが立ち入ることが出来る。

<7.1.020>



3-9. フィニッシュラインは、減点に関する議論を避けるために、最後の障害物から少なくとも3メートル離れた位置に設定する。

<7.1.021>

3-10. セクションへの進入と退出は、前輪の車輪軸を判定基準とする。つまり、スタートライン上を前輪軸が通過した時点で採点と制限時間の計測を開始し、フィニッシュライン上を前輪軸が通過した時点で採点と時間の計測を終了する。右写真は前輪軸がスタートラインを通り越した状態である。



<7.1.022>

3-11. セクションは以下の寸法が推奨される。

- ・競技者の走行距離：60メートル程度
- ・幅：1メートル以上（ハンドルバーの高さにて）

<7.1.017>

3-12. セクションの設定にあたり、各カテゴリにおける飛び上がり/飛び降りの高低差は以下の数値を超えないことが推奨される。

カテゴリ	マーカーの色	高低差
プッシン Poussins	白	60cm
ベンジャミン Benjamin	青	80cm
ミニメ Minimes	緑	100cm
カデット Cadets	黒	120cm
ジュニア Juniors	赤	140cm
エリート Elite	黄	180cm
ガール Girls	ピンク	80cm
ウイメン Women	ピンク	140cm

<7.1.024>

3-13. コミッセル・パネルの同意があれば、テクニカルデリゲートは競技大会中にセクションの状態を変更することができる。

・ただし、セクションの変更はラップとラップの間に行う。例えば、6セクションを2ラップする競技大会の場合、セクションの変更を行う当該カテゴリの全競技者が、変更を加えるセクションの1ラップ目の走行を終え、誰一人として2ラップ目の走行を行っていない状態でのみ、セクションの変更が可能である。セクションの変更はテクニカルデリゲートのみ許される。

<7.1.029>

◆セクションの走行

3-14. セクション内の走行ラインは、競技者のカテゴリに対応した色の番号付きのマーカー（矢印）によって示される。競技者はこのマーカーによって規制されるラインの中を、マーカーに記された番号の順に走行しなければならない。また、競技者は自身のカテゴリ以外のマーカーで区切られた区間に進入してはならない。自身のカテゴリ以外のマーカーで区切られた領域に進入した場合は減点の対象となる。（→ 8-14）



マーカーの例

- ・マーカーは幅10cm以上の大きさの物が推奨される。
- ・マーカーは、競技者が接触しても落ちない様、杭などに確実に固定されることが望ましい。

3-15. セクションにおける減点数は、競技開始時に競技者に与えられたスコアカードに記録される。さらに、各セクションに備えられたチェックリストにも記録されなければならない。

The score card is a grid with 9 rows and 9 columns. The columns are numbered 1 to 9. The rows are numbered 0 to 8. The grid contains the following values:

0	●	●	●					
1		●						
2								
3								
4				●				
5								
6			●					
7								
8								

スコアカードの例

The checklist is a table with 12 rows and 6 columns. The columns are labeled 'No.', '1rap', '2rap', 'No.', '1rap', '2rap'. The rows contain the following values:

No.	1rap	2rap	No.	1rap	2rap
1	○	1	30	○	
2	○		31	○	
3	○		32	○	
4	1	○	33	○	
5	○		34	○	
6	○		35	○	
7	○		36	1	
8	○		37	○	
9	○		38	○	
10	○		39	○	
11	1		40	○	
12			41	○	

チェックリストの例

- ・競技者が持つスコア・カードと各セクションのチェックリストの記録に差異が認められた場合、コミッセル・パネルが裁定する。

<7.1.037>

3-16. セクションの走行には制限時間がある。

- ・セクションにおける一般的な制限時間は2分30秒であり、この制限時間内にフィニッシュラインを通過出来なかった場合は減点の対象となる。（→ 8-15）
- ・セクションの制限時間は2分30秒に限らず、コミッセル・パネルはセクションの制限時間を自由に設定することができる。ただし、競技者および観客の混乱を避けるため、競技大会における全セクションの制限時間は統一されていることが望ましい。

3-17. セクションは競技者が一人ずつ走行する。

- ・競技者はセクションに到着したらセクション・コミッセルにスコアカードを提出する。
- ・セクション・コミッセルは、スコアカードが提出された順番通りに、セクションに進入する競技者を指名する。
- ・指名された競技者は、ニュートラルゾーンの中で待機し、前走者がセクションの走行を終えるのを待つ。
- ・競技者はセクション・コミッセルの合図の後、セクションに進入し、走行を開始する。
- ・セクションを走行し終わったら、そのセクションにおける減点数が記載されたスコアカードを、セクション・コミッセルより返却される。

<7.1.035>

4. 競技の開始と進行

ワールドカップ大会は、予選(1/4ファイナル)→準決勝(セミファイナル)→決勝(ファイナル)、の形式で開催される。

- ・予選における上位の競技者+シード選手(前年の競技ランキング10位以上の者)の合計20名が準決勝に進出する。
- ・準決勝の上位8名が決勝に進出する。

各国の選抜大会を勝ち抜いた競技者のみが参加する世界選手権においては予選は行なわれず、準決勝→決勝のみの競技形式となる。

参加者が少ないWomenカテゴリーにおいては、世界選手権/ワールドカップ共、予選および準決勝は行なわれず、決勝のみの競技形式となる。

ワールドカップ以下の競技大会には、こういった競技形式に関する規定は無いため、日本国内における競技大会においては、コミッセル・パネルが競技大会の参加者数に応じた競技形式を決定する。

4-1. ライダーズミーティングは競技大会の開始前に実施され、競技上の重要な情報を伝達する。

- ・全ての競技者はライダーズミーティングに出席する事を義務付ける。
- ・ライダーズミーティングでは、競技開始の形式とスタート時間、セクション数および走行する順序、セクションの制限時間、ラップ(周回)数、競技時間および、コミッセル会議により決定された規則の変更などが通告される。
- ・テクニカルデリゲートの判断と決定により、ライダーズミーティングは通知書の配布あるいは掲示に代えることができる。

<7.1.013>

4-2. 主催者は、競技者がセクションを番号順に走行するか、任意の順に走行できるかを競技開始前に決定する。

<7.1.028>

4-3. 競技開始の方法は次の2通りがある。

- ・全競技者が一斉に競技を開始する形式
定められた時刻に全競技者が競技を開始する。この競技開始方法は多数の競技者が競技する場合に有効である。

- ・1分または数分間隔で1人または数人ずつの競技者が順々に競技を開始していく形式

例えば、メインステージを競技開始地点と定め、1分または数分間隔で1人または数人ずつの競技者が順々に競技を開始する。競技者個々の競技開始時間は事前に掲示される。

4-4. 1分または数分間隔で競技者が競技を開始する形式において、各競技者は自身の競技開始時間を順守する事に責任を持たなければならない。

競技開始時間に競技開始地点に来なかった場合は規定された減点を科される(→8-18)。

<7.1.030>

4-5. 競技時間は、“基準タイム”と“ペナルティタイム”により構成される。

競技者は、基準タイム内に競技を終了出来なかった場合は設定された減点を科される。

ペナルティタイム内に競技を終了出来なかった場合は失格となる。(→8-16/17)

4-6. 競技時間は競技参加者数を考慮してコミッセル・パネルが相応に設定する。

4-7. 10名以上の競技者が、競技時間オーバーで失格となった場合。コミッセル・パネルは競技大会終了後に競技時間を延長することが出来る。

このルールは、多数の競技者がペナルティタイム内に競技を終える事が出来ずに失格となった際に適用される。

<7.1.043>

4-8. 競技者は競技開始の際に、競技大会オフィスにてスコアカードを受け取る。各ラップの終了時にスコアカードを競技大会オフィスに返却し、新たなスコアカードを受け取る。

4-9. 競技を棄権、放棄または失格となった競技者は、競技結果を確定するため、スコアカードを競技運営オフィスに返却しなければならない

<7.1.041>

4-10. 各ラップ終了後、また競技終了後に、各競技者の成績を掲示板に掲出する。

各カテゴリーとクラスにおいて、減点数の合計が一番少ない競技者が勝者となる。減点が2番目に少ない競技者が2位、3番目に少ない者が3位と、順位を割り当てる。

<7.1.045><7.1.046>

4-11. 2名、またはそれ以上の競技者が減点数の合計において同点の場合、以下の優先順位に沿って順位付けを行なう。

1. 減点0点で走行したセクション数の多い者。
2. 減点1点で走行したセクションの多い者、減点2点…、減点3点…、減点4点…と、より少ない減点数で走行したセクション数が多い者。
3. 準決勝における成績。
4. 準決勝が行なわれていない競技大会において、同点の競技者の順位が3位以内である場合、コミッセルの指定するセクションにおいて順位決定戦を行なう。
順位決定戦のセクションにおいて同減点数の場合、そのセクションを通過するのにかかった時間の短い者を上位とする。

4-12. 競技大会中に事故があった場合、競技者は直ちに負傷者に対して応急手当を行なうか、少なくとも助けを呼ばなければならない。

救護された競技者は、救護した競技者が救護のために自身の競技時間を失った事を認識しなければならない。

<7.1.032>

5. セクションコミッセル (S.C.) の業務

5-1. 審判員資格を持つ者で、コミッセル・パネルにより指名された者が S.C. の任に就く。

- 各セクションには 2 名以上の S.C. が配置され、競技者の走行順の管理、走行中の競技者の監視 / 採点と時間管理、競技者の減点数の管理とセクションの維持管理を行なう。
- セクションの様相によっては、監視 / 採点の補助、時間管理、減点数の管理等を補助員が行なう事が出来る。

5-2. S.C. は競技者がセクションを走行する順番を公正に管理すると共に、競技者の減点数を記録する。各セクションに配置された S.C. の内 1 名のみがこの任に就く。

- 競技者より提出されたスコアカードを、提出された順番に重ねて管理し、スコアカード提出された順番に競技者に走行を許可する。
- 一連の業務の流れは以下の通りである。便宜上、競技者 A、競技者 B、競技者 C の順番でスコアカードが提出されたと仮定する。

- 競技者 A がセクションの下見を終え、セクションを走行する意思表示をしたら、競技者 A にニュートラルゾーンに立ち入る様促す。
- 競技者 B に対し、次に走行できる競技者である事を伝え、競技者 A がセクションに進入した後に、ニュートラルゾーンにて待機する様促す。
- 競技者 A に、セクションへの進入を許可する。
- 競技者 A の自転車の前輪軸がスタートライン上を通過した時点で監視 / 採点を開始する。制限時間の管理を兼任する場合は、同時に時間の計測を開始する。
- 競技者 A が走行を終えたら、スコアカードに減点数を記録し、スコアカードを競技者 A に返却する。また、セクションに設置されたチェックリストにも競技者 A の減点数を記録する。チェックリストへの記録は補助員が行なっても良い。
- 競技者 C に、競技者 B の次にセクションを走行できる競技者である事を伝え、競技者 B がセクションに進入した後に、ニュートラルゾーンにて待機する様促す。
- 競技者 B に、セクションへの進入を許可する。

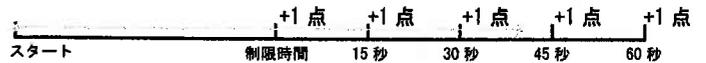
- 競技者 B が休息やセクションの下見、または他の競技者の走行を見学する等の理由で、セクションの走行を後回しにして欲しいと意思表示した場合、次の順番である競技者 C と競技者 B の走行する順番を入れ替える事が出来る。
- セクションに進入するタイミングの決定権は競技者にあり、セクション・コミッセルは競技者に対してセクションへの進入を強要する事は出来ない。

5-3. S.C. は、セクションにおいて競技者の走行を監視し、採点を行なう。

- 監視 / 採点において見落としや判断の難しい状況が発生する事を前提として、常時 2 名以上の S.C.、または補助審判員による監視が行なわれていることが望ましい。
- 監視において見落としが無い様、セクション・コミッセルは走行する競技者の直近に付き添い、監視 / 採点を行なう。尚、競技者の走行の妨げとならない様十分な配慮が必要である。
- 採点は UCI トライアル規則 7.1.082 以下の規定に即して行なう。この内容を要約したものが本書の「8. 減点と採点方法」である。
- 減点数は累加的であり、最大点数は 5 点である。つまり、競技者があるセクションを走行中に、減点数が 5 点に達した時点で、そのセクションの走行を終了する。
- 競技者が減点の対象となる行為を行なった場合、競技者に聞こえる声で、新たな減点が与えられた時点での減点数を伝える。
 - 例 1) 減点数 0 点で走行していた競技者が、減点 1 点の対象となる行為をした・・・「1 点 (いってん)」
 - 例 2) 減点数 2 点で走行していた競技者が、減点 2 点の対象となる行為をした・・・「4 点 (よんでん)」
- S.C. は、競技者が自身の減点数を常時確認できる様、競技者が視認できる位置に、手の指で減点数を示さなければならない。

5-4. S.C. は、競技者がセクションを走行する際、制限時間の管理を行なう。制限時間の管理は、秒の小数点以下 2 桁を表示出来る正確なストップウォッチで行なう事が望ましい。

- 一般的な制限時間は 2 分 30 秒であるが、コミッセル・パネルの判断により変更となる場合がある。(→ 3-16)
- 競技者が制限時間を過ぎてもセクションの出口、すなわちフィニッシュライン上を通過出来ない時、「時間超過 15 秒につき 1 点」と規定された減点を与える。



例)

- 制限時間 2 分 30 秒のセクションにおいて、競技者が足つき等による減点 3 点でセクションを走行している。
- 2 分 30 秒経過した。この時点で 1 点の減点を与える。「タイム減点! 合計 4 点」など、時間超過による減点が与えられた事を競技者に伝える。
- 競技者は足つきなどによる減点がないまま走行を続けたが、2 分 45 秒を経過した。この時点で 1 点の減点を与え、合計 5 点となった事を競技者に伝え、セクションの走行を終了させる。

- S.C. はセクションを走行する競技者に対して経過時間を伝える。

例) 「1 分経過」「スタートから 1 分 30 秒経過」

どのタイミングで競技者に経過時間を伝えるかは、競技開始前にコミッセル・パネルにより決定され、全てのセクションで統一される事が望ましい。

- S.C. は、セクションを走行中の競技者から経過時間を問われた場合、即座に返答する。

5-5. S.C. は、セクションの状態を維持管理する。競技者がセクションを走行中に、コーステープを切断する、マーカーを落とす、杭を倒す等でセクションの状態が変更された場合、速やかに元通りの状態に修復する。即座に元通りに復旧するのが困難な場合は、テクニカルデリゲートに報告し指示を仰ぐ。

6. スターティングナンバー（ゼッケン）

6-1. スターティングナンバー（ゼッケン番号）は、最新のUCIランキングに基づいて番号を割り当てる。

<7.1.079>

6-2. 競技者の身体に掲示するボディナンバーや、自転車に取り付けるナンバープレートは、耐水性で、スターティングナンバーやスポンサーロゴなどが明瞭に示されなければならない。ナンバープレートの色は、走行するカテゴリーのマーカーの色と同じでなければならない。

ナンバープレートは車輛前方に、ボディナンバーは競技者の背中に、それぞれ前方・後方から容易に視認できる場所に取り付けなければならない。

<7.1.077>

6-3. ボディナンバーとナンバープレートは、取り去ったり変形させてはならない。これらの行為にはペナルティが科される。

(→ 7-18)

<7.1.078>

7. 使用機材

7-1. 競技の開始前、あるいは競技大会中において、競技者の使用する機材（自転車、競技者が着用するプロテクターおよび衣類）が本規則に適合するか否か、コミッセル・パネルによる監査の対象となる。

コミッセル・パネルにより、使用する機材が危険と判断された競技者は、本規則の条項に違反していなかったとしても、競技を開始・継続する事を認められない。

コミッセル・パネルから与えられた機材に対する指示に従わない競技者は、いかなる競技大会にも参加を認められない。

<7.1.061>

◆自転車

トライアル競技大会において使用する自転車は以下の規則に従わなければならない。

7-2. フレームは、過酷なトライアル走行に耐えるに十分な強度を有し、クラック（亀裂）、曲がり、その他の故障や欠陥があってはならない。

<7.1.072>

7-3. タイヤには、チェーン、ロープその他一切の装置を取り付けてはならない。

<7.1.072>

7-4. トライアル競技に使用する自転車は、前後のホイールに有効に機能するブレーキを有していなければならない。

<7.1.074>

7-5. ハンドルバーには亀裂や、使用により生じた曲がりがあるてはならない。

<7.1.076>

7-6. ペダルは、クランクアームに確実に取り付けられ、ペダルのボディは遊びが無い様調整されていなければならない。ペダル軸は、トライアル競技の過酷な使用に耐え得る強度を有さなければならない。

ペダルケーシング（ペダルのピン）は、危険を及ぼさない程度に鋭く、競技者の靴が滑りにくいデザインでなければならない。

トゥクリップ、トゥストラップ等、靴とペダルを固定する物は使用できない。

<7.1.075>

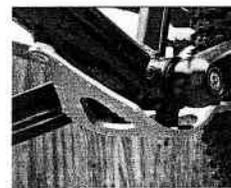
7-7. 26インチクラスを走行する自転車は、車体右側に1つだけリング状のガードを装着することができる。

その他のガード（アンダーガード等）を装着する事は出来ない。

<7.1.075>



リングガードはクランクに取り付けるケースが多い



20インチ以下の自転車に用いられるアンダーガード

7-8. 競技者は競技大会中に自転車に故障が生じた場合、他の自転車（スペア等）を使用する事が出来る。

ただし、使用する自転車は常にUCI競技規則に則した状態であればならない。

7-9. 競技大会中、競技者以外の人間が自転車の修理を行なう事が出来る。ただし、修理は他の競技者の妨げとならない、安全な場所で行なわれなければならない。

◆衣服とプロテクター

7-10. 競技大会におけるセクション走行中、練習走行中およびサーキット内の移動中、競技者は常にヘルメットを着用しなければならない。また、ヘルメットのおごひもは確実に締められていなければならない。

競技者は、Snell、ANSI およびDIN 33954等の高度の規格に適合するヘルメットを選択する義務がある。

<7.1.062>

7-11. ジャージ（上半身の着衣）は、トライアル走行に適した、長袖または半袖の物を着用しなければならない。

<7.1.063>

7-12. ズボン（下半身の着衣）は、トライアル走行に適した長ズボンまたは半ズボンを着用しなければならない。

<7.1.064>

7-13. 靴は、頑丈な物を着用しなければならない。

<7.1.065>

7-14. シンガード（すねあて）等、下腿のプロテクターの着用を強く推奨する。

<7.1.066>

7-15. グローブを着用する事を推奨する。

<7.1.067>

7-16. 世界選手権大会、大陸大会に参加する競技者はナショナルジャージの着用を義務付けられる。

<1.3.059><7.1.069>

7-17. 世界選手権の勝者（世界チャンピオン）は、翌年の世界選手権の前日までに出場する全ての競技大会において、レインボージャージを着用しなければならない。

この規定は勝利を収めた競技・クラス・カテゴリーに出場する場合に限る。

また、競技大会中に限らず、世界チャンピオンとして公の場に露出する場合は常にレインボージャージを着用しなければならない。

<1.3.064><7.1.070>

8. 減点と採点方法

◆足着きや障害物との接触

8-1. 競技者はセクションの走行中、セクションコミッセルにより以下の採点方法により減点方式で採点される。
1セクションでの最大の減点数は5点であり、5点を宣告された競技者は速やかにセクションから退出する。

<7. 1. 093>

8-2. 地面や障害物に足を着く。 . . . 1回毎に1点

- ・足とは、足首より下の部位を指す。
- ・足の着きなおしは新たな減点対象となる。地面に足を着いた時点で減点1点、地面からわずかでも足が離れた後、足をもう一度地面に着いた場合はさらに減点1点となる。
- ・足を着いた状態で自転車を進めたり、段差の上に引き上げる等のアクションを起こす事が出来るが、地面に着いた足を前後左右にずらす、回転させる等した場合、足を着きなおしたと見なして減点の対象となる。

<7. 1. 083>



8-3. 地面または障害物に両足を同時につく。

. . . 5点

<7. 1. 089>



8-4. 片足が地面についた状態で、もう片方の足が自転車の中心線を完全に通過する。

. . . 5点

- ・例えば、左足を地面に着いた状態で、右足が空中で自転車の左側に位置した時。競技者の靴を判定基準とする。

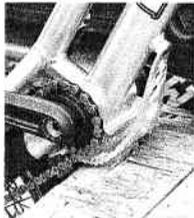
<7. 1. 089>



8-5. 地面、または障害物に、ペダルまたはアンダーガード/リングガードを着く。

. . . 1回毎に1点

- ・複数箇所が同時に接触した場合は1点。
- ・複数箇所がわずかでも時間をおいて接触した場合は接触の回数分の減点となる。
- ・接触したペダル及びガードが、障害物に接したまま前後左右に動いた場合、新たな減点の対象となる。
- ・接触したペダル及びガードが、完全に同時に地面/障害物から離れた場合は減点1点のみであるが、わずかでも時間をおいて地面/障害物から離れた場合は接触箇所分の減点となる。



例えば...

- ペダルとガードが同時に障害物に接触した=1点
- 障害物から離れる際、ガードが先に障害物から離れ、次にペダルが障害物から離れた=+1点

合計2点

- ・ペダルやアンダーガードが地面/障害物に接触した状態で、更に足(つま先やかかと)が地面に接触した場合、新たな減点対象となる。

<7. 1. 084>



8-6. 身体の一部、あるいは自転車のタイヤ以外の部分を障害物や地面に接してバランスを補正する。

. . . 1回毎に1点



- ・ジャンプの途中など、アクションの中で、障害物に擦ることは減点対象とならない。
- ・複数箇所が同時に接触した場合は、接触箇所分の減点となる。この点において、ペダル/ガードの規定と異なるので注意が必要である。
- ・接触箇所が、障害物に接触したまま動いた場合、新たな減点の対象となる。

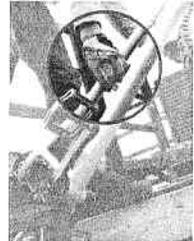
<7. 1. 083>

8-7. 自転車のハンドルバー以外の場所を手で持つ。

. . . 5点

- ・ジャンプで飛び乗るのが困難な高い段差において、競技者が障害物の上に足を着き、自転車を引き上げようとする状況で起こる場合が多い。
- ・この規則にて言及されるハンドルバーには、グリップ、ブレーキレバー、ステムが含まれる。

<7. 1. 088>



7-8. ハンドルバーを握っていない手で、地面または障害物に触れる。手首より先が判定基準となる。

. . . 5点

<7. 1. 095>



7-9. 落車、すなわち上半身の一部分が地面につく。または、地面あるいは障害物に座る。

. . . 5点

- ・急角度の斜面や崖など、地面と壁面の区分で論争を呼ぶ可能性がある場所にセクションを設置しない事を推奨する。

<7. 1. 092>

◆走行ラインに関して

7-10. 一度セクションに進入した後、スタートラインから外に出る。前輪の車輪軸が判定基準となる。

. . . 5点

- ・セクション内、スタートラインの近くに高い段差がある場合、競技者は十分な助走を確保するため、出来るだけ自転車を障害物から遠ざけようとする状況で起こる場合が多い。

<7. 1. 090>

7-11. 前後輪の車輪軸の片方、または両方が完全にコーステープ、およびマーカーの上または下を通過する。

. . . 5点

- ・物議の原因とならない様、セクションの設営時に配慮が必要である。

<7. 1. 086>

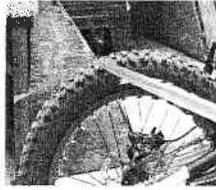


8-12. コーステープを持ち上げる、または切断する。

・・・ 5点

- ・ 競技者が、高い障害物に向かう時、助走距離を確保しようと自転車をバックさせる場合に起こる場合が多い。

<7. 1. 086>



8-13. マーカーに記入された番号順と異なる順番でマーカーの間を通過する。

・・・ 5点

- ・ 例えば、「3」と記入されたマーカーを通過した後、「4」を通過せずに「5」を通過した場合。「5」の左右のマーカーで結んだ線の上を前輪軸が通過した時点で5点となる。

<7. 1. 087>

8-14. 他のカテゴリーのマーカーで区切られた領域に侵入する。前後輪の車輪軸が判定基準となる。

・・・ 5点

- ・ 自身が走行するカテゴリー以外の左右のマーカーの間にはコーステープと同様の境界線が存在すると解釈する。右写真において、赤色のマーカーを走行するジュニアカテゴリーの競技者にとっては、白色のマーカーで挟まれた線がコーステープと同様の、走行ラインの境界線となる。



<7. 1. 087>

◆時間に関して

8-15. 各セクションにおける制限時間

セクションを走行中に、設定された制限時間を過ぎる。

・・・ 15秒毎につき減点1点

- ・ 例えば、あるセクションにおける制限時間が2分30秒である場合、2分31秒の時点で減点1点、2分46秒の時点でさらに減点1点…、となる。



<7. 1. 085>

8-16. 競技時間（競技開始より、全てのセクションの走行を終えて、スコアカードをオフィスに返却するまでの時間）

設定された基準タイム内に競技を終了できなかった場合。

・・・ 1分毎に0.5点

<7. 1. 106>

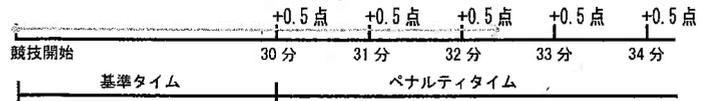
8-17. ペナルティタイム内に競技を終了できなかった場合。

・・・ 失格

注釈) 例えば、基準タイム：30分 + ペナルティタイム：10分の競技大会において・・・

32分15秒で競技を終了した競技者は 3分 × 0.5点 = 1.5点の時間超過の減点となる。

40分30秒で競技を終了した競技者は失格となる。



<7. 1. 107>

8-18. 一人ずつまたは数人のグループで数分毎に順番に競技を開始する形式において、競技開始時間より遅れて召集場所に来る。

・・・ 1分毎に1点

<7. 1. 096>

◆セクションの順番やサーキット内の移動に関して

8-19. セクションの番号順にセクションを走行する競技形式において、セクションの順番をとばす。

・・・ 10点

<7. 1. 098>

8-20. セクションの番号順にセクションにトライする競技形式において、3つ以上のセクションをとばす。

・・・ 失格

<7. 1. 100>

8-21. 定められたサーキットから離れる、またはサーキットをショートカットする。

・・・ 失格

<7. 1. 101>

◆装備に関して

8-22. ヘルメット着用に関する規則（→ 7-8）を順守しない。

・・・ 10点

<7. 1. 108>

8-23. ナンバープレート、およびボディナンバーに関する規則（→ 6-3）を順守しない。

・・・ 10点

<7. 1. 109>

◆外部からの援助に関して

8-24. 随行者の援助を受ける、または援助を求める。 ・・・ 10点

- ・ 競技中は、選手の関係者や随行者は選手に干渉してはならない。
- ・ 関係者や随行者が競技者に対して以下の行為を行う事は禁止され、もし競技者が援助を受けた場合は1回につき10点の減点となる。

- セクションの入り口で競技者のために場所を取る。

- コミッセル / オブザーバーを非難する。

- セクション内に立ち入る。

ただし、競技者を守るための援助は、競技結果に影響を与えない範囲で許容される。

- セクションを走行中の競技者に助言を与える。

競技者はセクションを走行中、セクションの残時間やセクションや競技の状況、その他競技結果に影響を与える一切の助言を受けてはならない。

- ・ 随行者は、競技大会中に競技者の使用する自転車の修理を行う事が出来る。

- ・ 随行者は、競技者の荷物（飲食物、スペアパーツ、工具等）を競技者に代わって運ぶことが出来る。

- ・ Cadet 以下のカテゴリーおよび Girls カテゴリーにおいては、サーキットの移動に困難が生じる場合に限り、随行者が競技者の使用する自転車を運ぶ事が出来る。

<7. 1. 012><7. 1. 081><7. 1. 097>

◆その他の行為に関して

- 8-25. スコアカードを紛失する。 . . . 10点
<7.1.098>
- 8-26. 競技を途中で放棄する。 . . . 失格
<7.1.102>
- 8-27. セクションの状態を変更する。 . . . 失格
・競技開始前または競技中に、自身または他の選手が走行しや
すい様に、あるいは走行しにくい様に、その他如何なる理由
においてもセクションの状況を意図的に変更してはならない。
<7.1.103>
- 8-28. 医師の承認なく、負傷した競技者が競技を継続する。 . . . 失格
<7.1.104>
- 8-29. 反スポーツ的行動。 . . . 10点
<7.1.099>
- 8-30. テクニカルデリゲートは、コミッセル・パネルの承認
を得て、競技者の行為に対して規則書に記していない減点を与
えることができる。
<7.1.105>

9. 違反行為と罰則

- 9-1. コミッセル・パネルは、UCI 競技規則第1部、および第
12部に規定された違反行為を犯した競技者に対して、規則書に
従って罰則を与えることができる。
<7.1.110>
- 9-2. 不正行為や違反行為を行なった競技者に対して、コミッ
セル・パネルは口頭による公式の警告を与える。
警告を受けた競技者が、同競技大会中に同じ行為、または別の
不正行為や違反行為を行なった場合、その競技大会において当
該競技者を失格とすることができる。
公式の警告はリザルト等の印刷物またはモニターに表示される
ものとする。
<7.1.111>
- 9-3. 不正行為や違反行為を行い競技を失格となった競技者は、
以後全ての競技大会に参加できない場合がある。
<7.1.112>
- 9-4. コミッセル・パネルは、本規則に違反した者を競技大
会会場から退去させる事ができる。
<7.1.113>

9. 異議申し立て

- 9-1. 競技者あるいは競技者の合法的代理人のみが、競技大会
にて起こった事象に対して、コミッセルパネルおよび主催者
に対して異議申し立てをすることが出来る。
<7.1.116>
- 9-2. 異議申し立ての期限は、当該カテゴリーの最後の競技者
が競技を終了してから30分以内とする。
<7.1.117>
- 9-3. 集団による異議申し立て、競技時間や時間の管理、コミッ
セルや審判員の判定に対する意義は受容されない。
<7.1.118>
- 9-4. 提出された異議申し立てに対して、コミッセル・パネ
ルによる協議の後、チーフコミッセルが裁定する。
<7.1.119>